

◆谷 一之町長に対する行政執行の信頼回復を求める決議

この決議は議員総意のもとで提出し、全会一致で原案の通り可決しました。決議全文は以下のとおりとなっています。(以下、決議全文)

谷町長は、菓子製造事業の推進に関して、平成30年7月「SDGsの推進と持続可能な地域づくりに関する連携協定」をベルシテム24ホールディングス及びラ・バルカグループ(以下「連携2者」という。)と締結し、事業実施に必要な関係条例の改正や補正予算など所要の手続きを進めてきたが、事業実施の施設等の貸し付け方法、事業実施を担う現地法人など事前の

準備が整わない中で事業は推進された。

議会は、「本事業は、新たな産業による集落の活性化、障がい者雇用を促進することからも、大変有意義である」と判断し、推進すべきものとして認識を共にした。その後、町長は、平成31年第1回臨時会で提案した

企業立地促進条例に基づく施設等の貸し付けは馴染まないと判断して提出議案を撤回し、追加して工事関連の補正予算を提案した。議会は継続審査とし、平成31年第2回臨時会で「地域住民の合意形成が必要」との意見を付して原案可決した。平成31年第1回定例会に提案された、財産の減額貸し付け議案(以下「貸付議案」という。)は継続審査となり、この間、一の橋地区及び市街地区において住民

説明会が開催された。このような状況の中で、連携2者から協定に関して問題点が示され、平成31年5月31日までに「問題点が改善されなければ協定破棄する」旨の通知があり、町長は事業実施が困難と判断して、貸付議案を撤回した。

町長選挙を経て再選された谷町長は、令和元年第5回臨時会に地方自治法を根拠とする貸付議案を提案し、議会は協定2者に対する回答を踏まえ原案可決した。しかし、連携2者は町長が議会の議決をもって住民合意とする説明を理解することとはなく、懸案事項が解消していないとして町長は連携2社から協定破棄の申し入れがあった旨、令和元年第6回臨時会において行政報告を行った。慎重審議を重ねてきた議

会としては、議決機関としての存在意義を問われかねず、議会を重視しているとは思えなく、誠に遺憾であると同時にこうした状況に至った町長の責任は重いものがある。

よって下川町議会は、住民や連携企業に信頼を失うかのような事態が繰り返されないように連携協定にはより慎重に対応し、失った信頼の回復に向けて取り組みことを強く求めるとともに、谷町長に反省を促し、その責任を強く問うものがある。

◆決議・委員会審査報告の詳細はYouTubeから



ことば

決議・・・ 議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的効果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要である等の理由でなされる議決のことをいいます。